

平成 29 年 10 月 1 日

株主各位

神戸市東灘区本山南町八丁目 6 番 26 号
アーバンライフ株式会社
代表取締役 許斐 信男

単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会決議により、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき定款を変更し、平成 29 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更しましたので、公告いたします。

以上

(ご参考)

1. 当社は、平成 29 年 6 月 27 日開催の第 48 回定時株主総会に基づき、同年 10 月 1 日を効力発生日として、当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合を行っております。
2. 上記に伴い、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は、1,000 株から 100 株に変更されております。
3. なお、株主各位におかれましては、一切の手続きは不要ですので、念のため申し添えます。